

※この法令は廃止されています。

### 平成二十年文部科学省令第十号

免許状更新講習規則

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項、同項第一号、第二号口及び第四号、同条第三項第一号及び第二号並びに同条第六項の規定に基づき、免許状更新講習規則を次のように定める。

#### （講習開設者の資格）

**第一条 教育職員免許法**（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第九条の三第一項各号列記以外の部分に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関、免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関並びに教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。第九条第一項第一号において「免許法施行規則」という。）第六十四条第一項の表の下欄及び同条第二項の表の第四欄に規定する特別支援学校の教員養成機関

二 都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市の教育委員会

三 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が指定する者

（認定の申請）

**第二条** 大学又は前条各号に掲げる者が、開設しようとする講習について、免許法第九条の三第一項の規定による文部科学大臣の認定を受けようとするときは、講習開始二月前までに、当該講習に関し次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 講習の名称  
二 会場  
三 期間  
四 受講予定人員及び受講対象者  
五 講習の内容及び時間  
六 講師の氏名 主要職歴及び担当講習  
七 修了の認定（免許法第九条の三第一項第三号に規定する修了の認定をいう。以下次号及

び第六条において「修了認定」という。）の時期

八 修了認定の方法

九 その他の開設しようとする者において必要とするときは、文部科学大臣に届け出なければならない（変更の届出）

（講習の内容）

**第三条 免許状更新講習の開設者が、前条第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならぬ（変更の届出）**

（講習の内容）

**第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。**

（講習の内容）

**第五条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、前条までの規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。（講習を受講できる者）**

**第六条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、前条までの規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。（講習を受講できる者）**

**第七条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第八条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める教育の職あるいは教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。**

**第九条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十二条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十三条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十四条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十五条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十六条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十七条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十八条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第十九条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第二十条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第二十一条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

**第二十二条 免許法第九条の三第一項第二号口に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

（講習の講師）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 フ 英語教育 ル 道徳教育

ワ 国際理解及び異文化理解教育 ヨ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

2 免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習を行った後、当該免許状更新講習の運営状況、効果等について評価を行い、その結果に基づき当該免許状更新講習の改善のために必要な措置を講ずることにより、その水準の向上に努めなければならない。

3 免許状更新講習の開設者は、前項の評価を行った後、遅滞なく、当該評価の結果を文部科学大臣に報告するものとする。

（認定の取消）

（講習を受講できる者）

し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、当該事務を分掌する内部部局を含む)において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者三、国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者イ、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大口、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人ハ、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人二、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人(幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。)

四、前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

五、免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一、学校の校長、副校长、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者(前項第一号から第三号までに該当する者を除く。)

二、次に掲げる施設に勤務する保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家战略特別区域限定保育士)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第一項

六、項に規定する認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)

七、国立大学法人法第二条第一項に規定する大

学共同利用機関法人ハ、児童福祉法第五十九条第一項に規定する保育所

八、児童福祉法第五十九条第一項に規定する

施設のうち同法第三十九条第一項に規定す

る業務を目的とするもの(幼稚園を設置す

る者が設置するものに限る。)

九、教育職員に任命され、又は雇用されること

が見込まれる者

(文部科学大臣による免許状更新講習の実施)

第十条 文部科学大臣は、免許法第九条の三第一項の認定を受けた者がいないとき、免許状更新講習の開設者が天災その他の事由により免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を実施す

ることが困難となつたときその他必要があると認めるときは、免許状更新講習に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

附 則

一、この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

二、第二条の規定の適用については、当分の間、

同条中「二月」とあるのは「三月」とする。

三、免許法附則第八項ただし書若しくは第十二項

ただし書に規定する者又は教育職員免許法の一

部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)次項において「改正法」という。附則

四、免許法附則第八項ただし書若しくは第十二項

第一項各号に該当する者は、当分の間、第九条

第一項の規定にかかるわらず、免許法第九条の三

第三項第一号に規定する文部科学省令で定める

教育の職にある者とす。

五、免許法附則第八項ただし書若しくは第十二項

ただし書に規定する者又は改正法附則第十項た

だし書に規定する者であつて、第九条第二項各

号に該当する者は、当分の間、第九条第二項の

規定にかかるわらず、免許法第九条の三第三項第

二号に規定する文部科学省令で定める者とす

る。

六、附 則

一、この省令は、平成二十八年三月三一日文部科

学省令第二〇号)抄

二、この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

三、この省令は、平成二十九年一月一七日文部科

学省令第四一號)抄

四、この省令は、平成二十九年一月一七日文部科

学省令第二〇号)抄

五、この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

六、附 則

一、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

六、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

七、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

八、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

九、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十一、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十二、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十三、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十四、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十五、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十六、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十七、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十八、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

十九、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十一、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十二、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十三、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十四、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十五、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十六、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十七、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十八、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二十九、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十一、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十二、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十三、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十四、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十五、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十六、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十七、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十八、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

三十九、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十一、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十二、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十三、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十四、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十五、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十六、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十七、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十八、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

四十九、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十一、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十二、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十三、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十四、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十五、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十六、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十七、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十八、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

五十九、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

六十、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

六十ー、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

六十ニ、この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

六十ニ、この省令は、平成三十